別記第２号様式別紙１（第４条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　ＵＩＪターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び富良野市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、ＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に富良野市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に富良野市以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（４）道要領第５の１（１）イにおいて、移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（起業の場合のみ）

（５）地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上記事項について誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名